

平成 18 年 5 月 18 日

模倣品・海賊版の個人輸入等の取締り強化について

知的財産戦略本部員・コンテンツ専門調査会委員
角 川 歴 彦

知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会委員
依 田 巽

模倣品・海賊版の個人輸入等の取締り強化につきまして、私たちは次のとおり考えます。

模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止につきまして、商標法が「業として」商品を生産等する者がその商品について使用する標章を「商標」と規定していること等から、個人輸入及び個人所持を禁止することに産業財産権法等の体系との関係において整合的ではないのではないか等の指摘があります。

しかし、私たちは、次の理由により、模倣品・海賊版の個人輸入・所持（なかでも個人輸入）を法改正により禁止すべき緊急の必要性があると考えます。

悪質な事業者が個人輸入を装って模倣品・海賊版を海外より持ち込むケースが跡を絶たないこと

税関においては個人輸入なのか、それとも個人輸入に仮装された業としての輸入なのかが容易には判別できないという問題も生じており、個人輸入を禁止しなければ、現実問題としては、業としての輸入すら実効的に止めることができないと考えられます。

個人輸入代行業者が業として輸入に関与するケースも多く発生していること

個人輸入代行業者に対しては、間接侵害責任等を問うことも考えられますが、抜本的な問題解決としては、模倣品・海賊版の個人輸入自体を禁止することが適切です。

個人輸入された模倣品・海賊版が中古品としてインターネット・オークション等で販売されていること

輸入の時点では個人使用の目的であっても、その後に中古品等して販売されることにより、結果として我が国において模倣品・海賊版が流通してしまうおそれがあります。

なお、海賊版に関して、著作権法の解釈いかんによっては、輸入の時点において頒布目的がなければ、その後に頒布目的が生じて頒布行為に及んでも著作権侵害とはみなされない可能性があり、問題は深刻です。

海外で模倣品・海賊版を購入する日本人旅行者が多い現状を放置すべきでないこと

海外のツアー旅行において、模倣品・海賊版が販売されているマーケットにあえて日本人観光客を案内する旅行代理店または現地代理店が存在しています。

外国に対して模倣品・海賊版の取締り強化を求めると、模倣品・海賊版が売られるのは購入する人がいるからであり、購入者のかなりの部分は日本人であると指摘されることがあります。

このような状態を放置することは、世界最高水準の知財立国を目指す日本としては適切ではなく、また外国に対して模倣品・海賊版の取締り強化を求める際の妨げともなります。

模倣品・海賊版の個人輸入等を禁止しても、個人の自由を不当に制約することにはならないこと

外国から指摘を受けるまでもなく、模倣品・海賊版を購入することは、侵害行為を助長するものであると言わざるを得ません。そのような行為を禁止しても、個人の自由を不当に制約するものにはならないと考えます。

以上の理由により、私たちは、模倣品・海賊版の個人輸入・所持（なかでも個人輸入）を法改正により禁止すべき緊急の必要性があると考えます。

以 上